

栃木県知事 福田富一様

2009年1月15日

日本共産党栃木県委員会

委員長	木塚 孟
くらし・雇用対策本部長	小池 一徳
県議会議員	野村 節子

## 2009年度 県政と予算編成に関する重点要望書

アメリカ発の世界的金融危機と景気悪化は、県民生活にかつてない苦しみを与えています。一昨年来の原油高騰、飼料、食料品などの値上げにより県民生活はすでに相当な打撃を受けており、自民・公明政権の緊急経済対策は救済にはほど遠い状態です。派遣労働を製造業にまで自由化したため、大企業が大量解雇に走り、現在わかっているだけで3月までに県内で2,912人もの非正規労働者が解雇される見通しです。「政治災害」というべき事態から県民を救済し、くらしと雇用、営業をささえるために、いま県をあげてとり組むことが求められています。ついては県民から寄せられた要望と日本共産党の政策にもとづいて「2009年度県政と予算編成に関する重点要望書」(171項目)を提出します。ぜひとも来年度予算と施策に反映されるようつよく求めます。なお、回答は他会派同様、文書にてお願いいたします。

### 【要望項目】

1. 急速な景気悪化から雇用と営業を守るために (28項目)
2. 安心できる医療・福祉施策の拡充を (37項目)
3. 農業振興と食の安全のために (15項目)
4. 教育予算と施策の拡充を (20項目)
5. 安心して文化ゆたかな県民生活を (16項目)
6. 環境保全と林業活性化のために (15項目)
7. 地方自治と民意を生かす県政を (10項目)
8. 公共事業のむだをなくし安全な県土を (10項目)
9. くらし・福祉中心の財政に (9項目)
10. 憲法を生かし、県民に開かれた栃木県に (11項目)

## 1. 急速な景気悪化から雇用と営業を守るために（28項目）

### （1）雇用対策

県内に立地する大企業にたいし、大量解雇、非正規雇用の雇い止めをしないこと、雇用と地域経済に対する社会的責任を果たすことをつよく求めること。再就職先がみつかるまで寮、社員住宅への在留を認めるよう働きかけること。

県内立地企業に対し、厚生労働省12月9日付け通達の内容を知らせ、労働契約法の遵守を求めること。

契約途中の解雇、新卒内定取り消しなどを行った企業は、県の助成制度等の対象外とする、助成を受けている場合は返済を義務づけるなど制度改正を行うこと。

県が助成している企業には地元からの正規雇用を義務づけること。

リストラ規制県条例をつくり、一定規模の従業員削減は県に事前協議を義務づけること。

中小企業が新卒者、中途採用者を正社員雇用する場合、補助する制度を創設すること。障害者の雇用を推進するため、対策を講じること。

県庁での雇用は、パート、臨時、嘱託など雇用形態による差別的な賃金体系を改善し、均等待遇の原則に基づき、賃金・一時金・諸手当・退職金の支給など、賃金・労働条件の格差を是正し、雇用の安定を図ること。

消防、教育、保健、福祉、食品安全などの分野の県職員増をはかること。

国に対し、「派遣切り」「期間工切り」を防止する特別措置を求めること。

国に対し、労働者派遣法改正を求め、1999年の派遣自由化以前の状態に戻すよう求めること。

### （2）失業者対策

失業し住居も失った非正規労働者の緊急避難所をもうけ、くらしと就労の相談体制をとること。

失業者で希望する人全員が入居できる低家賃の住宅を確保すること。

雇用促進住宅の売却・廃止の方針の撤回を国に求め、引き続き入居できるようにするとともに、失業者の住居として活用できるよう関係機関に働きかけること。

勤労者生活資金制度の失業者への貸し付けは、無保証人、無利子、返済据え置き期間の設定、返済期間の延長など利用しやすい制度に改善すること。

県各部局で臨時就労の仕事を確保し、公的団体にも要請すること。

### （3）中小企業支援・金融対策

中小企業の仕事確保を応援するため、地域とくらし・福祉に密着した小規模公共事業を促進し、地元への発注を増やすこと。

学校の耐震化、老朽化した校舎、体育館の補修・建てかえ、トイレ洋式化等の改善を促進すること。

民間住宅の耐震診断を無料化し、リフォーム助成制度をつくること。

県発注の仕事に関しては賃金単価を「時給1000円以上」とし中小企業には補助制

度を創設すること。

大型店に対し、商店街、生活環境、「街づくり」などの地域環境影響評価を義務付け、身勝手な出店・撤退を規制する県条例を制定すること。

中小企業への制度融資を利用しやすくするため、金利引き下げ、返済期間延長、利子補給などをを行うこと。

あっせん保証制度を導入すること。

信用保証協会への出えん金を増やすこと。

国の「緊急保証制度」の対象業種を全業種に拡大するよう求めること。

信用保証制度の「部分保証」を100%保証に戻すよう国に要請すること。

金融機関に貸し渋り、貸しはがしをしないよう要請すること。

「地域金融活性化栃木県条例」を制定し、県内金融機関に地域経済への貢献を義務づけ、中小業者への融資実績などを公表すること。

## 2、安心できる医療・福祉施策の拡充を（37項目）

### （1）地域医療の拡充

後期高齢者医療制度の廃止を国に求め、廃止されるまで県独自に保険料の減額、免除などの制度を創設すること。

後期高齢者医療制度の保険料滞納者からの保険証取り上げは行わないこと、保険料の減免制度を拡充し、負担軽減につとめることなどを広域連合に強く要請すること。

療養病床の削減計画（2011年までに2703床に減らす計画）は見直し・中止し、介護型施設の整備や入院治療が受けられる病床確保に全力をあげること。

塩谷総合病院の受け皿移行にさいし、医師確保と救急、外来の全面的な回復を図るため、医師を県職員として採用し派遣するなど人的、財政的支援も含め必要な対策を行うこと。

国に宇都宮社会保険病院の存続を求めること。

独立行政法人宇都宮病院、宇都宮社会保険病院のお産受け入れ再開を求め、支援すること。

日光市民病院および獨協医大日光医療センターは、観光地であり修学旅行、遠足などに訪れる子どもも多く小児医療体制強化が求められている。必要な支援を行うこと。

医師会などと協力し産科医の登録制度をつくり、廃業、引退した医師や子育て等で休業中の医師などに協力を要請し、公的医療機関、民間産婦人科での受け入れ体制を補完できるようにすること。登録医の派遣費等へは県・市町が助成すること。助産師についても同様の制度をつくること。

国保税の引き下げを図るため、市町村への補助を行い、滞納を理由にした保険証取り上げをやめるよう求めること。

子ども医療費無料制度は、小学校6年生まで完全無料化し、順次中学3年生まで無料化をめざすこと。

重度心身障害者、妊産婦、一人親家庭の医療費助成制度は1レセプト500円の自己負担をなくすこと。

小児科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科など専門医院のない地域をなくすため、開業を支援する制度や公的診療体制をつくること。

県特定疾患対策予算を増やし、ネフローゼ、橋本病、下垂体機能障害などの疾患を難病に再指定し、医療費助成を復活すること。

新型インフルエンザの大流行に備え、ワクチン確保にとどまらず、『対策ガイドライン』にもとづいて、さまざまな感染対策を複合的に講じること。家庭、学校、職場、地域それぞれの感染対策を、県民に周知し、徹底すること。

妊婦検診の無料化は国の来年度予算の「重要枠」と報道されているが、実施されるまでは県内全市町が14回まで無料化できるよう支援すること。

## (2) 高齢者・障害者福祉

介護保険は、低所得者の介護保険料、利用料の軽減措置など県の助成制度を創設すること。

食費やホテルコスト導入による特養ホームの入所料の負担軽減のために、財政支援措置をおこなうこと。

ケアマネージャーの資格更新時研修の自己負担軽減を図ること。

特別養護老人ホーム建設を促進し、特養入所待機者の計画的な解消につとめること。とくに療養型病床削減との関係で新規建設が急がれるので、特段の対策をすすめること。

障害者自立支援法の「改正」案が国会に提出されるが、同法は障害者と事業所に多大な負担と困難を押しつけており、見直しではなく廃止するよう国に求めること。

障害者福祉関係予算を拡充し、専門のケアマネージャーなどの人的体制も含め、必要な基盤整備を進めること。

県独自の小規模通所授産施設および小規模作業所への支援を強化すること。

障害者のための公営住宅を増設し、希望者が入居できるようにすること。

性同一性障害対策にとりくみ、公文書の性別記載欄の見直しや市町村、医療機関、教育現場などで同障害に対する理解を促進すること。また治療費に対する支援策を検討すること。

## (3) 保育、児童福祉、青少年問題対策の拡充を

児童相談所の職員増員をはかるとともに、児童相談所を増設すること。

虐待の相談に応じる市町の窓口を24時間体制にするために、県の支援を強化すること。

県内であいつぐ児童福祉施設での虐待問題は深刻であり、こうした問題が明らかになった施設と理事者への指導を徹底すること。防止のために特段の対策を講じること。

一時保護施設、養育施設を拡充し、民間の児童福祉NPOや里親との連携・支援を強めること。

青少年自立支援施設をふやし、県の助成を強化すること。

18歳以上になり、児童相談所の対象でなくなった青年の引きこもりなど諸問題に対応する総合窓口をつくり、相談と支援の体制をつくること。

一歳児保育、給食調理員への県単補助額削減計画を見直し、増額を計ること。

市町村と連携し、第二子以降の保育料の大幅減免、子育て支援を強化すること。  
無認可保育園の認可を促進すること。県として助成すること。  
自園での病児保育を支援する事業を全市町でとりくめるよう促進すること。  
病児・病中保育所の開設を促進し、市町や医療機関との連携・協力をはかること。

#### (4) 福祉諸制度の予算の確保を

生活保護費の国庫負担金を堅持し、老齢加算や母子加算等を元に戻すよう国に強く要請すること。

生活保護や就学援助など福祉諸制度について県民への周知徹底を強化すること。

### 3. 農業振興と食の安全のために (15項目)

農業を県の基幹産業と位置づけ、農業振興予算を増額すること。

農業関係予算が土地改良や集落排水事業など公共事業偏重になっている現状を抜本的に改善し、農産物の価格保障制度充実を基本にすえること。

栃木県の食料自給率は75パーセントである。自給率100%（海産物は除く）の目標を設定し、実現に向けた計画を策定すること。

地産地消を推進し、地元でとれた農作物の県内流通に努力すること。学校、病院、介護施設や観光施設で提供する運動をすすめること。

農耕放棄地を元の耕地にもどし、地域の生産力を高めるよう、耕地の受委託を支援する制度をつくること。

青年農林業者支援制度を創設し、新規農林業者に月15万円、3年間の援助をおこなうこと。農業の担い手である高齢者・女性が意欲をもって農業がつづけられるよう、支援策を講じること。

畜産農家の家畜糞尿処理対策を支援し、市町村の堆肥センター、農家が生産した堆肥の販路拡大や活用を促進すること。

飼料、肥料の高騰にたいする助成制度を検討すること。

休耕田での家畜用飼料米作付けを推進し、価格保証制度をつくること。

備蓄米買入れ制度を活用し、国の買入れ量を増やすよう県として働きかけること。

とちぎブランドの和牛を守るために、BSE全頭検査の継続は不可欠である。県独自の全頭検査体制を維持・継続すること。費用は全額国の負担とするよう求めること。

冷凍餃子の農薬汚染、カビ毒汚染の輸入米・でんぷんの流通、食品産地や賞味期間の「偽装」など、食の安全確保は県民の切実な要求である。「食の安全日本一宣言」を行い、食品検査・分析が行える設備、体制を確保し、食の安全に全力をあげること。

日本一の天然アユ漁獲量を誇る県として、霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口建設に反対し、事業の中止を国に求めること。

全農家を対象にした価格政策を放棄した「品目横断的経営安定対策」の撤回を国に求めること。

安全性が確保されず、WTOでも義務づけられていないコメの輸入をやめるよう国に働きかけること。

#### 4. 教育予算と施策の拡充を (20項目)

行財政改革大綱を見直し、教員については削減をやめ、非常勤教職員を正規雇用に切り替えること。

少人数学級を小学校3、4、5、6学年でも実施すること。そのための計画策定を進めること。

県立高校統廃合の後期計画を見直し、1学年4クラスの基準設定や、競争の低学年化につながる中高一貫校などは見直すこと。

県立高校の一クラスの学級定数を減らし少人数学級にすること。定員削減をやめ、高校受験競争の緩和をはかること。

県立高校統廃合により遠距離通学の生徒が増え、バス代などの父母負担は相当なものとなっている。通学費の助成を検討すること。

全国一斉テストは競争的教育を促進する懸念が指摘されており、結果公表の自粛を市町に働きかけること。県独自の全県テストなどは行わないこと。

おいしくて安全な学校給食のため、民営化やセンター化をやめ、自校方式にきりかえること。

スクールカウンセラーを大幅増員し、担当する学校の数をへらし、一人あたりの契約時間を引き上げ、具体的な事例に対応できるようにするため予算を増やすこと。

県と市町村の教育相談所・研究所の体制強化をはかり、多様な子どもの状況に応じた相談・支援体制を確立すること。

高機能障害について、早期発見と早い段階から障害を抑制するプログラムを策定して一人一人の発達を支援する体制が重要である。保健所、保育所、幼稚園などと連携を強め、またそうした子どもを持つ父母を支援する対策を強化すること。

特別支援学校での放課後対策を促進し、国のタイムケア事業の導入などを推進すること。

「放課後子どもプラン」は「学童保育」と「放課後子ども教室推進事業」の二つの事業を「一体的あるいは連携」させ推進するもので、目的の違う事業の「一体化」には専門家や関係者から懸念の声があがっている。それぞれの事業がしっかり運営されるよう県として推進計画を持つこと。

全学校での学童保育の実施を進めるとともに、大規模化の解消が可能となるよう県の支援を強化すること。

県の「放課後児童クラブ運営手引き」の内容を再検討し、指導員の数や資格、待遇の改善、施設の基準を明確にし充実させること。

教職員評価システムは管理職、教職員双方の事務的負担が大きく改善すべきである。数値目標を持つことを強要したり、賃金への反映は行わないこと。

私学助成を拡充するとともに、父母負担を減らすため私立高校生への直接補助制度を復活すること。

宇都宮市などで使用している「愛国心」を評価する通信簿の使用をやめるよう市町村教育委員会、各校へ要請すること。

県立学校での歴史教科書の選定について、過去の戦争を美化したり史実をゆがめて

教えるなど問題が指摘されている教科書を採用しないこと。

インターネット、携帯電話などによるいじめや性商品化、犯罪サイトなど、児童生徒に深刻な影響をおよぼしている。有害サイト対策について関係機関と連携して研究すること。

県スポーツゾーン整備計画は、費用が数百億と想定されること、西川田総合運動公園への一極集中計画であることなど、多大な問題点がある。以下の点をふまえ見直すこと。

現段階での県の基本的な考えを公表し、県民との十分な意見交換を行うこと。

検討されている各施設の建てかえ整備は、経費の分散をはかるためにも優先順位を明確にし、完成の目途を10年～15年程度の長期計画とすること。

県立体育館、武道館、温水プール館等については「全面移転ありき」ではなく、分割して整備することも含め検討すること。

サッカースタジアムについては鉄道駅の利用が可能な、幅広い県民が観戦できる立地を重視し、「陸上競技場との兼用」の是非や宇都宮市の近隣という選択肢も含め、広く県民の意見を聞くこと。

## 5. 安心で文化ゆたかな県民生活を（16項目）

男女共同参画社会実現へ、県自ら率先して女性の部課長や各種審議会委員を積極的に登用すること。

男女間の賃金格差、採用や昇進の差別など、民間企業には依然として男女差別が生じている。県内企業の実態調査などをすすめて、実情把握に努めるとともに男女共同参画の理念が徹底されるよう啓発活動を強めること。

DV法の周知徹底を促進し、専門相談員を配置した公的相談所を増やすこと。

民間シェルターやDV防止活動を行なっているNPOと連携し、シェルターの維持・増設を財政的に支援すること。

市町村の窓口、民生委員、民間団体、警察などと連携し、DV防止ネットワークをつくること。

今年本県で開催される「全国シェルターシンポジウム2009 inとちぎ」を成功させるため特段の支援を行うこと。

県民だれもが文化を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境整備をはかり文化振興予算の拡充をはかること。

日光杉並木の保護対策を急ぎ、世界遺産登録運動をすすめること。とくに用地買収とバイパス化に向け、予算確保と関係省庁、日光市との折衝をすすめること。

県立博物館の予算をふやし、常設展、企画展の拡充をはかること。市町の郷土歴史博物館・資料館などの充実をはかるため、県としての支援を強めること。

歴史ある町並み・建築物等の保存、文化財保護予算を拡充すること。

消防広域化、本部を全県一つにする計画を中止・見直し、多発する火災・救急体制強化を図ること。消防職員の大幅な増員、救急車・救急隊の拡充、大規模火災にも路地火災にも対応できる多様な消防設備の強化をはかること。

地域消防団活動への支援を強化すること。

那須地域は、地域的な豪雨や火山活動にともなう災害が心配される地域である。地域の気象観測や火山活動観測、地震観測が必要であるから、国に働きかけ体制を確立すること。

旧足尾町の「すのこ堆積場」の安全対策として、監視カメラの設置を国、古河に求め、年一回開催されている住民説明会には県も立ち会い、住民の命を守る防災の観点から共同で安全対策をすすめること。

住宅用火災警報機について、09年度までに各世帯ごとの設置が義務づけられているが、費用や取り付けの負担が大きい。低所得者には購入費補助が、高齢者・障害者・母子世帯などには購入費補助から取り付けにいたる支援が必要である。市町などと同じし、購入費助成と「取り付けボランティア」派遣など支援策を講じること。

消費者行政を抜本的に強化し、消費生活センターの専門相談員の育成・増員、消費者団体との連携・共同をはかること。

## 6．環境保全と林業活性化のために（15項目）

今年策定される「とちぎ環境立県戦略」に、京都議定書の目標達成に向けたCO2削減計画を県内立地企業に義務づける計画を盛り込むこと。同時に、計画を達成した企業とその製品は知事が認証する制度などを導入すること。

地球温暖化対策としてバイオエネルギーの開発が注目されている。栃木県農業・林業の実態からみて、とくに稲・麦わら、間伐材、樹皮などからつくるバイオエタノールは、農業・林業振興にもつながり重要である。開発・研究にとりくむこと。

食用廃油のバイオディーゼル化を促進し、精油機器等購入する市町に助成すること。

「元気な森づくり県民税」は、貧困が拡大しているもと、年収200万円以下は非課税とするなど非課税対象の拡大をはかること。

「栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱」を見直し、県外からの産業廃棄物は流入を知事の許可制にし、総量規制すること。産廃処理施設の総数、総容量、総面積などの規制をおこなうこと。工業団地であっても住宅地と隣接する場合は住民合意が必要な制度とすること。

水源環境保護条例を制定し、水源池などへの建設を規制すること。

地元住民の反対があり、環境アセスの不十分さが指摘されている那珂川町の県営最終処分場建設を中止すること。

自動車リサイクル法施行後、県内の放置車が増加している。県として放置車の実態調査を行うこと。

県内の家電量販店でリサイクル法違反が発覚し社会問題となった。県としてその後の実態調査をすすめ、再発防止に努めること。

ゴミ不法投棄の監視体制と規制を強化し、ゴミ減量とリサイクルの促進で、循環型社会をめざすこと。

太陽光発電、風力発電、小規模水力発電など環境にやさしい新エネルギーの研究と普及を進めること。

「環境オンブズマン」制度の導入を検討すること。



大谷地域の安全対策について、安全性が確保されない「溶融スラグ埋め戻し特区」計画は中止を求めること。

2001年に起きた上駒生地区の産廃爆発事故現場は、今日まで有毒ガス、物質が放出しつづけている。県民の安全と健康を守るために、徹底調査と安全対策を講じ、最終的には産廃を撤去させるよう宇都宮市と共同でとりくむこと。

林道や林務関連施設など整備にあたっては必要性や単価などを見直し、むだをなくすこと。

ラムサール条約に登録された奥日光の湿地の自然環境保全対策を拡充すること。

## 7. 地方自治と民意を生かす県政を (10項目)

市町村合併推進構想の組み合わせ案の提示を白紙に戻し、県主導の合併推進策をあらためること。地元住民の民意を尊重すること。

県の行政改革大綱を見直し、公務員削減計画は、県民サービスの拡充を配慮し、適正な人材確保の面から再検討すること。

県公共施設への指定管理者制度の利用料金制度が導入されるが、県民生活が困窮化しているもと、利用料の値上げは認めないこと。県民サービス維持のために必要な予算を確保すること。

指定管理者制度は議員の関係企業の参入が可能となっており、特定企業との癒着の懸念される。地方自治法の「議員の兼業禁止」の精神にたち、現職議員の関係企業は対象外とするよう条例改正を行うこと。

生活に必要な公共交通網を確保するため、第3セクターで運営されている鉄道や、地方バス路線の維持、自治体による「コミュニティバス」運営への支援を強化すること。

宇都宮市の新交通システムLRT計画は、市民合意のない計画であり、街づくりの総合的な検討と採算性においても県民の納得が必要である。現在のLRT導入計画案への支援は凍結し、全面的に見直しを求めること。

宇都宮市駅東再開発計画は十分な市民への説明や民意の反映がはかられていない。県の旅券センターの移転など、費用対効果を十分検討するとともに、計画自体を市民本位に見直すよう求めること。

県立足尾高校の跡地について、不足している介護福祉施設などの建設で雇用と地域活性化を求める要望がある。地元の要望に応えた活用を検討・支援すること。

観光地日光市は、観光シーズンになると中禅寺～市内、足尾～市内などの道路渋滞で市民生活に支障を来している。観光客の「おもてなし」としても放置できない問題であり、日光市や観光協会などと協議し、対策を検討すること。

交通信号機設置予算を増やし、地域からの設置要望に応えられるようにすること。

## 8. 公共事業のむだをなくし安全な県土を (10項目)

思川開発南摩ダム、湯西川ダム、ハッ場ダム、霞ヶ浦導水事業など利根川水系の水プランは、それぞれ当初の目的変更や水需要の変化、環境破壊のおそれなど根本的な問題点があり、いずれもムダな開発の典型ともいえる事業である。国に中止を求めること。

また県費259億円を費やす思川開発事業から撤退すること。ハツ場ダムへの県費の支出は凍結すること。

県土60分構想を見直し、道路予算は生活道路、歩道整備中心にすること。

河川の氾濫危険箇所、がけ崩れ危険箇所の総点検を行ない、安全対策を計画的にすすめること。

田川の氾濫危険箇所の堤防改修を前倒しですすめること。

昨年の「ゲリラ豪雨」で宇都宮市東町付近の奈坪川が増水し、床上浸水の被害が起きた。過去にも何度も浸水している地域であり、住民の心労は極限となっている。早期改修を図るよう県として支援すること。

宇都宮市雀宮地内の国道4号と県道安塚・雀宮線、市道の交差点の拡幅・渋滞解消対策は、地元住民の要望や安全対策などに十分配慮して推進すること。

上三川町西汗地内の県道雀宮・真岡線について、本郷北小学校の通学路になっており歩道設置が求められている。早期実現に尽力すること。

県道339号線(小山・南河内線)の水戸線跨線橋に自転車に乗って通れる歩道を設置すること。

日光市(旧足尾町)田元地区の河川護岸対策を急ぎ、特に神子内川沿い中原の護岸対策を研究、検討すること。

県が行う建設工事業などで、孫請け企業や労働者に対する契約不履行などが起きないように、県が直接指導・監督できるよう制度の改善をはかること。

## 9. 暮らし・福祉中心の財政に (9項目)

国の「三位一体」改革による地方交付税、補助金カットの方針の転換を求め、地方交付税の所用総額の確保を強く要求すること。

消費税増税に反対し、「食料品非課税」を国に要請すること。増税を前提とした「地方消費税の充実」は求めないこと。

「定額給付金」政策は、自民・公明の選挙対策のばらまきであり、窓口となる地方自治体にも多大な負担を強いる。県として反対を表明すること。

国に定率減税を行うよう求めること。

多大な赤字となっている企業局の用地造成事業を全面的に見直しすること。

県有財産の利活用について、広く県民の意見を聴取できる場を保障すること。

県水道事業は、19年度決算で黒字であり、受益者に還元すべきである。価格を引き下げること。

県工業用水は、水需要計画そのものに過大な見積もりがあり、毎年一般会計で需要にない水を購入している。水需要計画を見直し、有効活用すること。

全国的に終結した同和事業への予算はなくすこと。

## 10. 憲法を生かし、県民に開かれた栃木県に (11項目)

憲法を遵守し、改悪に反対し、暮らし・福祉・教育に生かすこと。

行政はもちろん、警察も含め、徹底した情報公開を進め、県民に開かれた県政を実現

すること。

昨年、会計検査院から「不適切支出」指摘を受けたことは県政への信頼を傷つけた。再発防止のためにも徹底調査が必要である。07年の全部局の会計について、外部も入れた調査を実施すること。

情報開示請求は、正当な理由のある場合をのぞき原則開示すること。請求者のプライバシーは保護すること。

パブリックコメント制度は、形式的にせず、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など、改善をはかること。

県民参加型の県政をすすめるため、各種委員会、審議会の公開、公募による委員の参加を重視すること。

予算編成の過程を県民に公開すること。

アメリカの戦争協力のための海外派兵や有事法制の実施・協力は拒否すること。

非核平和の栃木県宣言を行い、平和行政を進めること。

陸自宇都宮駐屯地の中央即応連隊は撤退を求めること。同連隊は米軍と一体で海外展開する部隊であり、危険な部隊の配備は宇都宮市のみならず栃木県全体の平和と安全に関わる問題である。憲法に反する海外派兵専門部隊の配備に反対すること。

陸自宇都宮北駐屯地のヘリ旅団は撤退を求めること。航空学校の訓練について、夜間や学校、住宅地上空を通過する訓練を行わないよう求めること。

以上